

○指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則

平成 25 年 3 月 28 日

規則第 12 号

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則をここに公布する。

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 人員に関する基準(第 2 条)

第 3 章 設備に関する基準(第 3 条—第 5 条)

第 4 章 運営に関する基準(第 6 条—第 39 条)

第 5 章 雑則(第 40 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成 25 年静岡県条例第 27 号)第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 2 条 指定介護療養型医療施設(療養病床(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院であるものに限る。)に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師及び薬剤師 それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上
- (2) 療養病床に係る病室によって構成される病棟(療養病床が病棟の一部である場合は、当該一部。以下「療養病床に係る病棟」という。)に置くべき看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。) 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が 6 又はその端数を増すごとに 1 以上
- (3) 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が 6 又はその端数を増すごとに 1 以上
- (4) 理学療法士及び作業療法士 当該指定介護療養型医療施設の実情に応じた適当数
- (5) 栄養士又は管理栄養士 療養病床が 100 以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1 以上
- (6) 介護支援専門員 1 以上(療養病床に係る病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)における入院患者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 を標準とする。)

2 指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所であるものに限る。)に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師 常勤換算方法で、1以上
- (2) 療養病床に係る病室に置くべき看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 療養病床に係る病室に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
- (4) 介護支援専門員 1以上

3 指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第26項の政令で定める病床により構成される病棟(以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。)を有する病院(以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。)であるものに限る。)に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上
- (2) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員
  - ア 老人性認知症疾患療養病棟(医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第43条の2の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。)にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
  - イ 老人性認知症疾患療養病棟(アの規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
- (4) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 1以上
- (5) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 1以上
- (6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1以上
- (7) 介護支援専門員 1以上(老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)

4 前3項の入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

5 第1項から第3項までの常勤換算方法は、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除するこ

とにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第1項第6号及び第3項第7号の規定にかかわらず、療養病床(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数の合計数が100又はその端数を増すごとに1とする。

7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

8 第1項第6号、第3項第7号及び第6項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。

9 第3項第1号の医師のうち1人は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスを担当する医師としなければならない。

10 第3項第4号の作業療法士及び同項第5号の精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。

(一部改正〔令和3年規則25号〕)

### 第3章 設備に関する基準

(構造設備)

第3条 指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。)は、食堂及び浴室を有しなければならない。

2 前項の指定介護療養型医療施設の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

(1) 療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下とすること。

(2) 療養病床に係る病室の床面積は、内法<sup>のり</sup>による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。

(3) 患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法<sup>のり</sup>による測定で、1.8メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法<sup>のり</sup>による測定で、2.7メートル以上としなければならない。

(4) 機能訓練室は、内法<sup>のり</sup>による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

(5) 談話室は、療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならない。

(6) 食堂は、内法<sup>のり</sup>による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならない。

(7) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第4条 指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。)は、食堂及び浴室を有しなければならない。

2 前項の指定介護療養型医療施設の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

(1) 療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下とすること。

(2) 療養病床に係る病室の床面積は、内法<sup>のり</sup>による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。

(3) 患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法<sup>のり</sup>による測定で、1.8メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法<sup>のり</sup>による測定で、2.7メートル以上としなければならない。

(4) 機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

(5) 談話室は、療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならない。

(6) 食堂は、内法<sup>のり</sup>による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならない。

(7) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第5条 指定介護療養型医療施設(老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。)は、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室を有しなければならない。

2 前項の指定介護療養型医療施設の病室、廊下、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

(1) 老人性認知症疾患療養病棟に係る一の病室の病床数は、4床以下とすること。

(2) 老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積は、内法<sup>のり</sup>による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。

(3) 老人性認知症疾患療養病棟の用に供される部分(事業の管理の事務に供される部分を除く。)の床面積は、入院患者1人につき18平方メートル以上とすること。

(4) 患者が使用する廊下であって、老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法<sup>のり</sup>による測定で、1.8メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法<sup>のり</sup>による測定で、2.7メートル以上(医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、2.1メートル以上)としなけ

ればならない。

(5) 生活機能回復訓練室は、60 平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えなければならない。

(6) デイルーム及び面会室の面積の合計は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者 1 人につき 2 平方メートル以上の面積を有しなければならない。

(7) 食堂は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者 1 人につき 1 平方メートル以上の広さを有しなければならない。ただし、前号のデイルームを食堂として使用することができるものとする。

(8) 浴室は、入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものでなければならない。

3 前 2 項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

(一部改正〔平成 27 年規則 22 号〕)

#### 第 4 章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第 6 条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、患者又はその家族に対し、第 26 条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の患者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について患者の同意を得なければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、患者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第 5 項で定めるところにより、当該患者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて患者又はその家族の閲覧に供し、当該患者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項

を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、患者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と、患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護療養型医療施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該患者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護療養型医療施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護療養型医療施設は、当該患者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該患者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該患者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第7条 指定介護療養型医療施設は、正当な理由なく指定介護療養施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第8条 指定介護療養型医療施設は、患者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第9条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の被保険者証に介護保険法(以下「法」という。)第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護療養施設サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条 指定介護療養型医療施設は、入院の際に要介護認定を受けていない患者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、患者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入院患者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退院)

第11条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者を対象に、指定介護療養施設サービスを提供するものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、入院の申込みを行っている患者の数が入院患者の定員から入院患者の数を差し引いた数を超過している場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、指定介護療養施設サービスを受ける必要性が高いと認められる患者を優先的に入院させるよう努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者(居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 指定介護療養型医療施設の医師は、適時、療養の必要性を判断し、医学的に入院の必要性がないと判断した場合には、患者に対し、退院を指示しなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、患者の退院に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退院後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(一部改正〔平成28年規則15号〕)

(サービスの提供の記録)

第12条 指定介護療養型医療施設は、入院に際しては入院の年月日並びに入院している介護保険施設の種類及び名称を、退院に際しては退院の年月日を、当該患者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービス(法第48条第4項の規定により施設介護サービス費(同条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。)が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。)に該当する指定介護療養施設サービスを提供した際には、入院患者から利用料(施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の一部として、当該指定介護療養施設サービスについて指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告

示第 21 号)により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護療養施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護療養施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。)から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスを提供した際に入院患者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用(法第 51 条の 3 第 1 項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額(同条第 4 項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

(2) 居住に要する費用(法第 51 条の 3 第 1 項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第 2 項第 2 号に規定する居住費の基準費用額(同条第 4 項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第 2 項第 2 号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

(3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成 12 年厚生省告示第 123 号)に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第 1 号から第 4 号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成 17 年厚生労働省告示第 419 号)によるものとする。

5 指定介護療養型医療施設は、第 3 項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又は家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)



第 14 条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を患者に対して交付しなければならない。

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第 15 条 指定介護療養型医療施設は、施設サービス計画に基づき、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行わなければならない。

2 指定介護療養施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入院患者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

5 指定介護療養型医療施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 指定介護療養型医療施設は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(一部改正〔平成30年規則16号・令和3年25号〕)

(施設サービス計画の作成)

第 16 条 指定介護療養型医療施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、入院患者の日常生活全般

を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入院患者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入院患者が現に抱える問題点を明らかにし、入院患者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、入院患者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入院患者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入院患者の希望、入院患者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入院患者の家族の希望を勘案して、入院患者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護療養施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護療養施設サービスの内容、指定介護療養施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族(以下この項において「入院患者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入院患者又はその家族に対して説明し、文書により入院患者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入院患者に交付しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握(入院患者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、入院患者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に入院患者に面接すること。

(2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開

催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- (1) 入院患者が法第 28 条第 2 項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- (2) 入院患者が法第 29 条第 1 項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第 2 項から第 8 項までの規定は、第 9 項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(令和 3 規則 25・一部改正)

(診療の方針)

第 17 条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるほか、健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 41 号。以下「基準省令」という。)第 16 条各号列記以外の部分の別に厚生労働大臣が定める基準によらなければならない。

- (1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入院患者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
- (3) 常に入院患者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、入院患者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入院患者の病状に照らして妥当適切に行う。
- (5) 特殊な療法、新しい療法等については、厚生労働大臣が定める療法等(平成 12 年厚生省告示第 124 号)のほか行ってはならない。
- (6) 指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品(平成 12 年厚生省告示第 125 号)に定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)第 2 条第 17 項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には、この限りでない。
- (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

(一部改正〔平成 26 年規則 49 号・30 年 16 号〕)

(機能訓練)

第 18 条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常

生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法、作業療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(栄養管理)

第 18 条の 2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(追加〔令和 3 年規則 25 号〕)

(口腔<sup>く</sup>衛生の管理)

第 18 条の 3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(追加〔令和 3 年規則 25 号〕)

(看護及び医学的管理の下における介護)

第 19 条 看護及び医学的管理の下における介護は、入院患者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、1 週間に 2 回以上、適切な方法により、入院患者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、おむつを使用せざるを得ない入院患者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、じょくそうが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 指定介護療養型医療施設は、前各項に定めるほか、入院患者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

7 指定介護療養型医療施設は、その入院患者に対して、入院患者の負担により、当該指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第 20 条 入院患者の食事は、栄養並びに入院患者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

2 入院患者の食事は、その者の自立の支援に配慮して、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第 21 条 指定介護療養型医療施設は、適宜入院患者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(患者に関する市町村への通知)

第 22 条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを受けている入院患者が次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村(特別区を含む。以下同じ。)に通知しなければならない。

- (1) 指定介護療養施設サービスの利用の必要がなくなったと認められるにもかかわらず退院しないとき。
- (2) 正当な理由なしに指定介護療養施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (3) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の管理)

第 23 条 指定介護療養型医療施設を管理する医師は、当該施設所在地の知事等の医療法第 12 条第 2 項に基づく許可を受けた場合を除くほか、同時に他の病院、診療所を管理する者であってはならない。

2 指定介護療養型医療施設の管理者は、同時に他の介護保険施設、養護老人ホーム等の社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの施設が同一敷地内にあること等により、当該指定介護療養型医療施設の管理上支障がない場合には、この限りでない。

(管理者の責務)

第 24 条 指定介護療養型医療施設の管理者は、当該指定介護療養型医療施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第 25 条 計画担当介護支援専門員は、第 16 条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 入院の申込みを行っている患者の入院に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 入院患者の退院に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- (3) 第 35 条第 2 項に規定する苦情の内容等を記録すること。
- (4) 第 37 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(運営規程)

第 26 条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 入院患者の定員
  - (4) 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
  - (5) 施設の利用に当たっての留意事項
  - (6) 非常災害対策
  - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (8) その他施設の運営に関する重要事項
- (一部改正〔令和3年規則25号〕)

(勤務体制の確保等)

第 27 条 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、当該施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(一部改正〔令和3年規則25号〕)

(業務継続計画の策定等)

第 27 条の 2 指定介護療養型医療施設は、感染症や非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(追加〔令和3年規則25号〕)

(定員の遵守)

第28条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第29条 指定介護療養型医療施設は、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、周辺の環境を踏まえて、かつ、地震、風水害、火災その他非常災害の種別に応じて前項に規定する計画を作成しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、第1項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、従業者を防災に関する研修に参加させる等従業者の防災教育に努めなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、非常災害に備え食料、飲料水その他生活に必要な物資の備蓄に努めなければならない。

(一部改正〔令和3年規則25号〕)

(衛生管理等)

第30条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防

止のための訓練を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成18年厚生労働省告示第268号)に沿った対応を行うこと。

(一部改正〔令和3年規則25号〕)

(協力歯科医療機関)

第31条 指定介護療養型医療施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第32条 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の見やすい場所に、運営規程の概要並びに従業者の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に関する重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(一部改正〔令和3年規則25号〕)

(秘密保持等)

第33条 指定介護療養型医療施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入院患者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入院患者の同意を得ておかななければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第34条 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退院患者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第35条 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を



記録しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関し、法第 23 条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入院患者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護療養型医療施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第 36 条 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 37 条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入院患者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について

記録しなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(一部改正〔令和3年規則25号〕)

(虐待の防止)

第37条の2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(追加〔令和3年規則25号〕)

(会計の区分)

第38条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第39条 指定介護療養型医療施設は、従業者、施設及び設備構造並びに会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 第12条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第15条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第22条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第37条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

## 第5章 雑則

(追加〔令和3年規則25号〕)

(電磁的記録等)

第40条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、

複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条第1項及び第12条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(追加〔令和3年規則25号〕)

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 基準省令附則第4条に該当する従業者の員数は、当分の間、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 医師 常勤換算方法で、1以上

(2) 療養病床に係る病室に置くべき看護職員及び介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上。ただし、そのうちの1については看護職員とするものとする。

(3) 介護支援専門員 1以上

3 当分の間、第2条第3項第3号中「6」とあるのは、「8」とする。

4 基準省令附則第6条に該当する指定介護療養型医療施設については、当分の間、第2条第3項第4号中「作業療法士」とあるのは「週に1日以上当該老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスに従事する作業療法士」と、同条第10項中「第3項第4号の作業療法士及び同項第5号の精神保健福祉士」とあるのは「第3項第5号の精神保健福祉士」とする。

5 基準省令附則第10条に該当する廊下については、第3条第2項第3号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。

6 基準省令附則第15条に該当する廊下については、第4条第2項第3号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。

7 基準省令附則第16条に該当する病室については、第5条第2項第1号中「4床」とあるのは、「6床」とする。

8 基準省令附則第17条に該当する廊下については、第5条第2項第4号中「1.8メー

ル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル以上(医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあっては、2.1メートル以上)」とあるのは「1.6メートル以上」とする。

9 基準省令附則第18条に該当する指定介護療養型医療施設については、令和6年3月31日までの間は、第2条第1項第2号中「6」とあるのは「8」と、同項第3号中「6」とあるのは「4」とする。

(一部改正〔平成30年規則16号・令和3年25号〕)

10 基準省令附則第19条に該当する従業者の員数は、令和6年3月31日までの間は、第2条第3項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上
- (2) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が5又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
- (4) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 1以上
- (5) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 1以上
- (6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1以上
- (7) 介護支援専門員 1以上(老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)

(一部改正〔平成30年規則16号・令和3年25号〕)

11 基準省令附則第20条に該当する廊下については、令和6年3月31日までの間は、第3条第2項第3号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。

(一部改正〔平成30年規則16号・令和3年25号〕)

12 基準省令附則第21条に該当する廊下については、令和6年3月31日までの間は、第5条第2項第4号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル以上(医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受けていた病院の廊下の幅にあっては、2.1メートル以上)」とあるのは「1.6メートル以上」とする。

(一部改正〔平成30年規則16号・令和3年25号〕)

13 当分の間、第2条第3項第2号イ中「1以上」とあるのは、「1以上。ただし、そのうち、老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を4をもって除した数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。)から老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を5をもって除した数(その数が1に満たない

ときは1とし、その数に1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。)を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。」とする。

14 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年改正省令」という。)附則第40条に該当する病室にあつては、当分の間、第5条第2項第2号中「内法<sup>のり</sup>による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル」とあるのは、「入院患者1人につき6.0平方メートル」とする。

15 平成13年改正省令附則第41条に該当する廊下の幅については、第3条第2項第3号及び第4条第2項第3号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とし、第5条第2項第4号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル以上(医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、2.1メートル以上)」とあるのは「1.6メートル以上」とする。

附 則(平成26年11月21日規則第49号抄)

(施行期日)

1 この規則は、薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)の施行の日(平成26年11月25日)から施行する。

附 則(平成27年3月27日規則第22号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日規則第15号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第16号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日規則第25号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則(以下「新指定居宅サービス等基準規則」という。)第38条の2(新指定居宅サービス等基準規則第40条の3、第45条、第57条、第61条、第77条、第87条、第96条、第111条、第113条、第133条、第144条、第166条(新指定居宅サービス等基準規則第179条において準用する場合を含む。)、第179条の3、第186条、第202条(新指定居宅サービス等基準規則第214条において準用する場合を含む。)、第235条、第246条、第261条、第263条及び第274

条において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則(以下「新指定介護予防サービス等基準規則」という。)第53条の10の2(新指定介護予防サービス等基準規則第61条、第73条、第83条、第92条、第122条、第141条(新指定介護予防サービス等基準規則第158条において準用する場合を含む。))、第163条の3、第170条、第180条(新指定介護予防サービス等基準規則第195条において準用する場合を含む。))、第216条、第233条、第247条、第252条及び第261条において準用する場合を含む。)、第3条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則(以下「新養護老人ホーム基準規則」という。)第29条、第4条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則(以下「新指定介護老人福祉施設基準規則」という。)第38条の2(新指定介護老人福祉施設基準規則第51条において準用する場合を含む。))、第5条の規定による改正後の介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則(以下「新介護老人保健施設基準規則」という。)第38条の2(新介護老人保健施設基準規則第51条において準用する場合を含む。))、第6条の規定による改正後の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則(以下「新指定介護療養型医療施設基準規則」という。)第37条の2、第7条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則(以下「新特別養護老人ホーム基準規則」という。)第30条の2(新特別養護老人ホーム基準規則第40条、第46条及び第50条において準用する場合を含む。))、第8条の規定による改正後の軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則(以下「新軽費老人ホーム基準規則」という。)第33条(新軽費老人ホーム基準規則附則第26項において準用する場合を含む。))並びに第9条の規定による改正後の介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則(以下「新介護医療院基準規則」という。)第39条の2(新介護医療院基準規則第52条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準規則第28条(新指定居宅サービス等基準規則第40条の3及び第45条において準用する場合を含む。))、第55条(新指定居宅サービス等基準規則第61条において準用する場合を含む。))、第75条、第85条、第94条、第105条(新指定居宅サービス等基準規則第113条及び第133条において準用する場合を含む。))、第141条、第162条(新指定居宅サービス等基準規則第179条の3及び第186条において準用する場合を含む。))、第176条、第199条、第211条、第230条、第243条及び第255条(新指定居宅サービス等基準規則第263条及び第274条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))、新指定介護予防サービス等基準規則第53条(新指定介護予防サービス等基準規則第61条において準用する場合を含む。))、第71条、第81条、第90条、第119条、第137条(新指定介護予防サービス等基準規則第163条の3及び第170条において準用する場合を含む。))、第155条、第177条、第192条、第211条、第230条、第241条(新指定介護予防サービス等基準規則第252条及び第

261 条において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準規則第 6 条、新指定介護老人福祉施設基準規則第 26 条及び第 48 条、新介護老人保健施設基準規則第 27 条及び第 48 条、新指定介護療養型医療施設基準規則第 26 条、新特別養護老人ホーム基準規則第 6 条(新特別養護老人ホーム基準規則第 46 条において準用する場合を含む。 )及び第 32 条(新特別養護老人ホーム基準規則第 50 条において準用する場合を含む。 )、新軽費老人ホーム基準規則第 6 条(新軽費老人ホーム基準規則附則第 26 項において準用する場合を含む。 )並びに新介護医療院基準規則第 28 条及び第 49 条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。 )」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この規則の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新指定居宅サービス等基準規則第 30 条の 2(新指定居宅サービス等基準規則第 40 条の 3、第 45 条、第 57 条、第 61 条、第 77 条、第 87 条、第 96 条、第 111 条、第 113 条、第 133 条、第 144 条、第 166 条(新指定居宅サービス等基準規則第 179 条において準用する場合を含む。 )、第 179 条の 3、第 186 条、第 202 条(新指定居宅サービス等基準規則第 214 条において準用する場合を含む。 )、第 235 条、第 246 条、第 261 条、第 263 条及び第 274 条において準用する場合を含む。 )、新指定介護予防サービス等基準規則第 53 条の 2 の 2(新指定介護予防サービス等基準規則第 61 条、第 73 条、第 83 条、第 92 条、第 122 条、第 141 条(新指定介護予防サービス等基準規則第 158 条において準用する場合を含む。 )、第 163 条の 3、第 170 条、第 180 条(新指定介護予防サービス等基準規則第 195 条において準用する場合を含む。 )、第 216 条、第 233 条、第 247 条、第 252 条及び第 261 条において準用する場合を含む。 )、新養護老人ホーム基準規則第 22 条の 2、新指定介護老人福祉施設基準規則第 27 条の 2(新指定介護老人福祉施設基準規則第 51 条において準用する場合を含む。 )、新介護老人保健施設基準規則第 28 条の 2(新介護老人保健施設基準規則第 51 条において準用する場合を含む。 )、新指定介護療養型医療施設基準規則第 27 条の 2、新特別養護老人ホーム基準規則第 23 条の 2(新特別養護老人ホーム基準規則第 40 条、第 46 条及び第 50 条において準用する場合を含む。 )、新軽費老人ホーム基準規則第 23 条の 2(新軽費老人ホーム基準規則附則第 26 項において準用する場合を含む。 )並びに新介護医療院基準規則第 29 条の 2(新介護医療院基準規則第 52 条において準用する場合を含む。 )の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

5 この規則の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新指定居宅サービス等基準規則第 55 条の 2 第 3 項(新指定居宅サービス等基準規則第 61 条において準用する場合を

む。)、第106条第3項(新指定居宅サービス等基準規則第113条、第133条、第144条、第166条、第179条の3、第186条及び第202条において準用する場合を含む。)、第177条第4項、第212条第4項及び第231条第4項(新指定居宅サービス等基準規則第246条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準規則第53条の2第3項(新指定介護予防サービス等基準規則第61条において準用する場合を含む。)、第119条の2第3項(新指定介護予防サービス等基準規則第141条、第163条の3、第170条及び第180条において準用する場合を含む。)、第156条第4項、第193条第4項及び第212条第4項(新指定介護予防サービス等基準規則第233条において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準規則第22条第3項、新指定介護老人福祉施設基準規則第27条第3項及び第49条第4項、新介護老人保健施設基準規則第28条第3項及び第49条第4項、新指定介護療養型医療施設基準規則第27条第3項、新特別養護老人ホーム基準規則第23条第3項(新特別養護老人ホーム基準規則第46条において準用する場合を含む。)及び第38条第4項(新特別養護老人ホーム基準規則第50条において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準規則第23条第3項(新軽費老人ホーム基準規則附則第26項において準用する場合を含む。)並びに新介護医療院基準規則第29条第3項及び第50条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

9 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定介護老人福祉施設基準規則第19条の2(新指定介護老人福祉施設基準規則第51条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準規則第18条の2(新介護老人保健施設基準規則第51条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準規則第18条の2及び新介護医療院基準規則第19条の2(新介護医療院基準規則第52条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔<sup>く</sup>衛生の管理に係る経過措置)

10 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定介護老人福祉施設基準規則第19条の3(新指定介護老人福祉施設基準規則第51条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準規則第18条の3(新介護老人保健施設基準規則第51条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準規則第18条の3及び新介護医療院基準規則第19条の3(新介護医療院基準規則第52条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

11 この規則の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新養護老人ホーム基準規則第28条第1項、新指定介護老人福祉施設基準規則第38条第1項(新指定介護老人



福祉施設基準規則第 51 条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準規則第 38 条第 1 項(新介護老人保健施設基準規則第 51 条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準規則第 37 条第 1 項、新特別養護老人ホーム基準規則第 30 条第 1 項(新特別養護老人ホーム基準規則第 40 条、第 46 条及び第 50 条において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準規則第 32 条第 1 項(新軽費老人ホーム基準規則附則第 26 項において準用する場合を含む。)及び新介護医療院基準規則第 39 条第 1 項(新介護医療院基準規則第 52 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第 1 号から第 3 号までに定める措置を講じるとともに、次の第 4 号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

12 この規則の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新養護老人ホーム基準規則第 23 条第 2 項第 3 号、新指定介護老人福祉施設基準規則第 30 条第 2 項第 3 号(新指定介護老人福祉施設基準規則第 51 条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準規則第 31 条第 2 項第 3 号(新介護老人保健施設基準規則第 51 条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準規則第 30 条第 2 項第 3 号、新特別養護老人ホーム基準規則第 25 条第 2 項第 3 号(新特別養護老人ホーム基準規則第 40 条、第 46 条及び第 50 条において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準規則第 25 条第 2 項第 3 号(新軽費老人ホーム基準規則附則第 26 項において準用する場合を含む。)及び新介護医療院基準規則第 32 条第 2 項第 3 号(新介護医療院基準規則第 52 条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。